

ひとを育て、まちを育てる教育行政の実践

大津市教育委員会 教育長 （兵庫教育大学特別教授） ^{ひわたし まどか} 日渡 円

【プロフィール】

昭和32年生まれ。福岡大学法学部卒業。宮崎県立小学校・中学校。昭和63年宮崎県教育委員会教育庁教職員課。平成19年宮崎県五ヶ瀬町教育委員会教育長。平成23年兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授。平成25年大津市教育委員会委員。平成27年兵庫教育大学先導研究推進機構教育政策トップリーダー養成カリキュラム研究開発室長。平成31年4月から現職。文科省中央教育審議会「教員の資質能力向上特別部会委員」（第5・6期）



平成31年（令和元年）4月1日に大津市教育長に就任するにあたって意識したことがいくつかある。その中でも大きなことの 하나가、教育イコール学校という市民の意識をどのように変えるかということである。言い換えると、家庭教育と社会教育の復活である。このことで私が積極的にコミットした相手が、学校と議会とマスコミであった。

教育行政の市民性

平成27年に「地方教育行政の組織と運営に関する法律」いわゆる地教行法が改正され、新しい教育委員会制度となった。改正前の地教行法は昭和31年に制定され、長い間我が国の地方教育行政を形づくり、教育行政の安定と推進に寄与してきたが、一方少なからずの弊害も生んできた。その弊害の大きなものの一つが、地方教育行政の市民からの乖離である。

戦後、日本の民主化にあたり当然教育行政制度も民主化されるのであるが、その基本が教育委員会制度の導入であった。教育委員会制度はアメリカの制度であるが、当初はアメリカと同じように、5人の教育委員を選挙で選び、なおかつ、予算編成権や条例提案権も与えられていた。現在では考えられないことであるが、教育委員は自ら教育に対する考えを市民に訴え、選挙で市民から選ばれていたのである。そのことは、言い換えれば、教育行政が現在の一般行政と同じように、市民の意識と近いところで議論されていたということである。しかし、教育委員の公選制は教育行政が政治の場所となり教育現場が混乱したため、紆余曲折はあるが、その結果昭和31年の地教行法の制定となるのである。

教育委員の公選制の廃止により地方教育行政は市民とのつながりが薄くなってきたと言われた。そして約60年後の今回の改正となるのである。今回の改正の主な論点は教育行政への民意の反映であったことを考えると流れが理解できる。平成27年の改正を機に教育行政と学校は民意を反映する組織に生まれ変わるはずである。

教育ビジョン

私は教育長就任前の3月に校長会に対して私の「教育ビジョン」の原案を示した。話は少しややこしくなるが、市長から教育長就任を打診された時に、議会での教育長承認議案の提出を、一般的に考えられる就任直前の3月議会提出ではなく、4か月前の12月議会に提出するようお願いをしていた。それは、学校や市民を代表する議会との理解を少しでも深める意味合いもあった。こののち4月の就任後、議会を始めとして「教育ビジョン」として説明を行った。

なぜビジョンを作成し説明する必要があるのか、いや、ビジョンを作成し説明するのは必要からではなく、当然の義務として捉えているからである。前述したように、民主主義制度下における教育行政は当然民意を反映したものではなくてはいけない。当初は教育委員が選挙で選ばれていたことを考えると、民意の反映は原則である。本来なら就任前に教育長の考え方や、やり方を市民に問うべきことである。選挙で選ばれなくなり、あわせて民意を反映することが望まれる新制度であるからこそ、教育長がしっかりとビジョンを作ることと説明は必要であると考えている。このことは、教育長に代表される教育行政のみならず、教育の行われる学校もその例外ではない。校長は自分自身の考えでのみ学校教育目標を設定するのではなく、国の教育目標、都道府県教育目標、市町村教育目標、校区の地域住民の期待や願いをしっかりと捉えて、あわせて自分自身の教育観を通して設定しなければならない。この自分自身の教育観というところが特に重要で、多くが学校教育法や学習指導要領の中の言葉の羅列や引用となると、そもそも子供たちにとって意味不明な言葉となって、校長自身の自己満足で終わるかもしれない。

大津教育ビジョン

私は、ビジョンの冒頭で教育の目的とあわせて家庭教育、学校教育、社会教育の関係を説明し、その中で

家庭教育こそが最も重要であるという思いを伝えた。そして、教育長は教育基本法を守りその理念を進める人であるであると宣言した。

教育行政は最終的には市民がよりよい幸せを実現することへのお手伝いであり、人づくりを通じた住みよいまちづくりである。そのためには、それぞれの市民がそれぞれの人生の目標を持つことが前提で、その目標達成のために、学齢児童生徒に対しては「学校教育」と「家庭教育」と「社会教育」の調整を図り、成人のためには「家庭教育」と「社会教育」の調整を計る必要がある。この調整を生涯学習社会の実現と言うのであろう。

私たちの社会は生涯学習という理念を共有しなければならない。生涯学習の理念は、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならない。」ものである。このことを、今一度かみしめる必要がある。生涯学習は、学校教育や社会教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含むと言われている。

このことを前提にすると、学校教育に対する考えも少し違ってこないだろうか。とすると、学校教育はそのこと自体が目的になっていないか。いわゆる手段の目的化である。教育は「人格の完成を目指すことと、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が目的である。そのために、「家庭教育」と「学校教育」と「社会教育」が用意されているのである。

新学習指導要領

これらのことは、今期の新学習指導要領でも、学校教育と社会の関係について明確なメッセージが込められている。「社会に開かれた教育課程」という難解なメッセージが学校現場を戸惑わせているが、その理念として二つのことが示されている。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。

学校教育は社会教育や家庭教育に対して税金の投入量が格段に多いことを鑑みると、学校教育においてその責任を果たすことは行政の責務と言える。この学習指導要領の理念で注目すべきは、理念の①で、学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持つということである。このことこそ、学齢期の児童生徒の教育は、学校教育、家庭教育、社会教育の3つの教育が児童生徒に行われているという事実である。学校教育に携わっていると、学校教育のみで児童生徒を見ているのではないか。その児童生徒は学校教育よりも家庭教育で大きな教育を受けているという事実に気付いていない可能性が勘違いがあるのではないか。

もはや、学校教育の目標そのものが、学校だけでは設定できるものではない。学校教育、家庭教育、社会教育のトータルを100として、持分である学校教育の目標を設定しなければならない。そのためには、保護者はもちろんのこと広く地域の願いや期待を情報収集する必要がある。コミュニティ・スクール等の方法は有効な手段と言える。そういう社会では、地域も家庭も、トータル100の教育を共有し、家庭教育や社会教育の復活が起こる。

学校教育への過度な期待は教職員を疲弊させ、本来のプロ集団としての力量を発揮させていない。これ以上の負荷をかける前にしっかりと学校の限界と本来の役割を社会は認識する必要がある。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」のである。そのためには、学校がよりよい社会とはどうあるべきかを議論し認識し地域に働きかける必要がある。それは教育課程という設計図を通じて。

理念の②で注目すべきことは、未来に生きる子供たちに必要な資質・能力とは何かを、教育課程において明確化することである。子供たちは過去には生きない。子供たちは未来に生きるのである。その子供たちの目標値として、学校の教育目標を設定するが、その目標がかわいい小学生やりっぱな中学生になってはいないか。児童生徒の大人像との関連で設定すべきである。20歳を大人と設定するなら、15歳はモラトリアム5年、12歳ならモラトリアム8年の姿を設定すべきである。そして何より、しっかりと、児童生徒の未来を創造して必要な資質能力を設定しなければならない。いわゆる。What→How→WhyからWhy→How→Whatへの転換である。